海外出張報告書

出張目的: IASB 会議(2013年2月)傍聴

日 時: 2013年2月18日(月)~2月22日(金)

場 所: ロンドン IASB 本部

出 張 者: 企業会計基準委員会 研究員 石原 慎理

IASB 会議 (2013 年 2 月) 傍聴報告

日時:2013年2月18日(月)~2月22日(金)

<当該日程のち、2月20日(水)の一部はFASBとの合同会議>

<u>スケジュール</u>:付録を参照 場所:ロンドン IASB 本部

【2月18日(月)】 [ASB 単独での審議又は教育セッション

■ 概念フレームワーク(IASB 単独での審議)

2010年に中断された概念フレームワークに関する IASB の取組みでは、目的及び質的特性、構成要素(定義、認識と認識の中止)、測定、報告企業、財務報告の境界(表示と開示を含む)、目的、非営利企業への適用可否、全体のレビューの8つのフェーズに分けて作業していた。

2012 年 11 月から 2013 年 1 月にかけての概念フレームワークに関する教育セッションでは、報告企業、表示(その他の包括利益を含む)、開示、構成要素、測定の 5 項目を一体として取組むことが確認され、それぞれの論点について議論された。

2012年2月の審議では、概念フレームワークに関するディスカッション・ペーパーの初期文案のうち、目的の一部見直し、測定、負債と資本の区分、及び構成要素について4日間にわたり議論された。

概念フレームワークの目的

概念フレームワークの主要な目的を現行から絞り込み、IASB が将来の IFRS の開発及び 既存の IFRS の見直しを行うために役立つことであると暫定的に決定した。また、概念フレームワークの重要な役割として、財務諸表の作成者が既存の IFRS が扱っていない取引又は 事象について会計方針を開発する際にも役立つことと位置付けた。

現行と同様に、概念フレームワークは IFRS ではなく、IFRS に優先するものではないことを暫定的に決定した。

また、概念フレームワークの位置付けに、新たに以下を追加することを暫定的に決定した。稀なケースにおいて、全般的な財務報告の目的を満たすために必要があれば、概念フレームワークと一部整合しない新しいIFRS 又は改訂されたIFRS を公表する可能性があり、その場合は当該 IFRS に関する結論の根拠において、その旨を記述し説明する必要がある。

※財務諸表の構成要素の定義(負債)についても審議されたが、内容は2月20日(水)の「概念フレームワーク」に関する審議を参照。

■ 公正価値測定の会計単位(IASB単独での審議)

IASBは、子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資の会計単位について議論した。 会計単位を当該投資の全体とするのか当該投資を構成する個々の金融資産とするのかを質問した 2 通のレターを受け取った。公正価値測定との関連で、支配権プレミアムの調整を行うべきかどうかについても議論した。

何も決定事項はなかった。今後の会議でさらに議論するため、追加的な分析を実施するようにスタッフに指示した。

■ 年次改善 2010-2012 年 (IASB 単独での審議)

IASB は、2012年5月に公表した公開草案による11のIFRSの改善提案のうち4つを議論した。回答者から受け取ったコメントとIFRS解釈指針委員会の提言に基づいて、IASBは、次の4つの修正案を最終確定することを暫定的に決定した。

- a. IFRS 第2号「株式に基づく報酬」-「権利確定条件」の定義
- b. IFRS 第8号「事業セグメント」-事業セグメントの集約
- c. IFRS 第8号「事業セグメント」ー報告セグメントの資産の合計と企業の資産との 調整表
- d. IFRS 第 13 号「公正価値測定」 短期の債権債務

IASBメンバー全員が、いつくかの軽微な文言の修正を条件に、賛成した。

■ リース (IASB 単独での審議)

IASB は、リース会計について提案されている変更の結果として、IAS 第 40 号「投資不動産」に従った投資不動産の定義を満たす使用権資産の会計処理について議論した。リース物件が投資不動産の定義を満たす場合には、IAS 第 40 号に従って使用権資産を会計処理するよう企業に要求することを暫定的に決定した。

IASBメンバー全員が賛成した。

■ 保険契約(IASB単独の教育セッション)

詳細は、2月19日(火)の「保険契約」に関する IASB 単独審議を参照。

【2月19日(火)】IASB 単独での審議又は教育セッション

■ 概念フレームワーク(IASB単独での審議及び教育セッション)

OCIに関する調査

さまざまな国や業種の企業によるその他の包括利益(OCI)の使用に関して実施した調査研究について、日本の企業会計基準委員会から報告がなされた。

※財務諸表の構成要素の定義(資産及び負債と資本の区分)についても審議されたが、内容は2月20日(水)の「概念フレームワーク」に関する審議を参照。

■ 保険契約 (IASB 単独での審議):

前日2月18日(月)に行われた教育セッションの内容も併せて記載

IASB は、改訂公開草案「保険契約」の投票を進めるかどうかに関する決定に備えて教育セッションを開催した。保険契約の会計処理に対する提案モデルの概要が提示された。また、2010年公開草案「保険契約」に関する回答者のコメントに対処した方法について検討した。

IASB 単独の審議では、保険契約の会計処理に関する提案モデルについて予定していた技術的な議論を完了するために、企業結合を通じて取得した契約についての経過措置を議論するとともに、投票手続の開始前に必要なデュー・プロセスについてレビューした。IASB スタッフは、改訂公開草案に対する投票手続を開始する許可を求めた。

企業結合を通じて取得した契約についての経過措置

次の事項を暫定的に決定した。

- a. 保険契約に対する経過措置を適用する際に、保険者は、企業結合を通じて過去に取得した有効な契約を次のように会計処理すべきである。
 - i. 企業結合日を当該契約の開始日として使用し、
 - ii. 企業結合日時点での当該契約の公正価値を、受け取った保険料として使用する。
- b. 保険者は、近く公表予定の保険契約基準を、企業結合を通じて過去に取得した保険 契約に最初に適用する際に、利得又は損失があれば、(のれんではなく)利益剰余 金を修正すべきである。

IASBメンバー全員が賛成した。

保険契約に関する改訂公開草案に対する投票手続の開始の許可

保険契約の会計処理案に関する改訂公開草案を公表するが、フィードバックを求めるの

は下記の論点のみとすることを2012年9月に暫定決定した。

- a. 有配当契約の取扱い
- b. 保険料と保険金の包括利益計算書における表示
- c. 保険契約における未稼得利益の取扱い
- d. 保険契約負債の測定に使用する割引率の変更の影響を、その他の包括利益に表示すること
- e. 経過措置についてのアプローチ

2012 年 9 月の会議では、改訂公開草案には基準案の全文を記載するが、基準案のうち再公開の対象としている範囲以外を再検討する意図はないことを、関係者に明確に伝える必要があるとした。今回の会議で、投票手続の開始のためのデュー・プロセスの要求事項が満たされたという結論を下した。また、広範囲なアウトリーチを実施済みであり、2010 年公開草案「保険契約」に対する回答者からのコメントに包括的に対処したことにも留意した。財務諸表の作成者及び利用者と一緒にコメント期間中にフィールドワークを実施し、再公開の対象範囲の提案に関するコストとベネフィットを評価するつもりである。したがって IASB は、改訂公開草案の投票の手続を開始する許可を与えた。

IASB メンバー全員が賛成した。1名のメンバーが、改訂公開草案の公表に反対する意向を示した。

また、改訂公開草案には120日間のコメント期間を設けることを暫定的に決定した。 IASBメンバー全員が賛成した。

次のステップ

2013年の第2四半期に改訂公開草案を公表する予定である。

■ 収益認識(IASB単独の教育セッション)

詳細は、翌2月20日(水)の「収益認識」に関する IASB/FASB 合同審議を参照。

■ リース(IASB単独の教育セッション)

詳細は、翌2月20日(水)の「リース」に関する IASB/FASB 合同審議を参照。

【2月20日(水)】午前は IASB 単独での審議、午後は IASB/FASB 合同での審議

■ 概念フレームワーク(IASB単独での審議)

開示フォーラム及び開示関連の調査

2013 年 1 月終わりに開催した IASB の開示フォーラム及び開示に関する関連の調査の結果についてのフィードバック。フィードバック・ステートメントは 2013 年の第 2 四半期に公表の予定である。

財務諸表の構成要素の定義

• 資産と負債の定義

現行の定義は次のとおりである。

- a. 資産とは、過去の事象の結果として企業が支配し、かつ、将来の経済的便益が当該 企業に流入すると期待される資源をいう。
- b. 負債とは、過去の事象から発生した企業の現在の債務で、その決済により、経済的 便益を有する資源が当該企業から流出することが予想されるものをいう。

IASBは、資産と負債の定義について改善をもたらす次のような変更について議論した。

- a. 資産は資源であり、負債は債務であり、当該資源又は債務から生じる可能性のある 経済的便益ではないことを強調する。
- b. 「期待される」という用語を定義から削除する。これにより、流入又は流出の可能性が何らかの最低限の閾値に達していない場合に、ある項目が資産又は負債としての要件を満たさないと示唆することを避けることになる。IASBの考えでは、ある項目が資源の流入又は流出を生み出す能力がある限り、流入又は流出の可能性が非常に低いとしても、資産又は負債の定義を満たす可能性がある(例えば、アウト・オブ・ザ・マネーのオプション)。「期待される」フローへの言及を定義から削除することにより、当該言及が認識規準における蓋然性への言及とどのように関係するのかに関する混乱を解消することにもなる(後述の認識規準に関する議論を参照)。

IASBは、さらに次のような改善の可能性が高い変更を行うかどうかについて議論した。

- a. 「過去の事象」への言及を削除し、その代わりに、資産は現在の資源であり、負債 は現在の債務であることを強調する。
- b. 「支配」への言及を、資産の定義から認識規準に移す(後述の認識規準に関する議論を参照)。

スタッフは、資産と負債の定義を次のように改訂すると、上記で議論した変更のすべて を反映することになると提案した。

- a. 資産とは、現在の経済的資源である。
- b. 負債とは、経済的資源を移転するという現在の債務である。
- c. 経済的資源とは、当該項目を支配する当事者に対して経済的便益を生みだす能力の ある希少な項目である。

定義に関する追加的なガイダンス

- a. 資源とは何であるのかの明確化:次の事項を明確化することを暫定的に決定した。
 - i. 資源は様々な形態、すなわち、強制可能な権利(例えば、売掛債権)や他の経済 的資源(例えば、ノウハウ)をとり得る。
 - ii. 物理的対象物(例えば、有形固定資産の項目)については、経済的資源は、基礎となる対象物ではなく、当該物理的対象物が創出する経済的便益を獲得する一組の権利である。
- b. 未履行契約:契約が強制可能である場合にいずれの当事者も履行していない契約(未履行契約)の下で、原則的に、正味の資産又は正味の負債が生じるのかどうかについても議論した。IASBは、これらの契約は通常はゼロで当初測定されることに留意した。
- 負債についての追加的なガイダンスに関して、IASB は、現在の債務の識別についての 次の3つのアプローチを議論した。
 - a. アプローチ 1——債務は無条件でなければならないという原則を適用する。

企業が将来の活動を通じて資源の移転を回避することができる限り、企業は現在 の債務を有していない。

- b. アプローチ2――無条件の債務のみが負債であるとならないようにアプローチ1の原則を修正する。次の条件の両方を満たす場合に現在の債務が存在することを意味する。
 - i. 債務が一定の期間にわたり累積するか、企業が財又はサービスを受け取るにつれて当該財又はサービスの累積がすでに開始している。
 - ii. 理論的には最終的に条件を満たさない可能性はあるものの、現実的ではない。
- c. アプローチ3――将来の事象ではなく、過去の事象に焦点を当てる。

過去の事象の結果として、それがなかった場合に要求されたであろう条件よりも 不利な条件で、経済的資源を別の当事者に移転する義務を有している場合に現在 の債務が生じる。

これらのアプローチに関しての予備的な見解には至らなかった。IASBは、これらの3つのアプローチのすべてに関する記述をディスカッション・ペーペーの中に含めるようスタッフに指示した。

• 収益及び費用ならびに財務諸表のその他の構成要素の定義

IASB は、収益と費用の現在の定義について議論し、大幅な変更はおそらく不要であることに留意した。2013 年 3 月に、純損益に表示する項目とその他の包括利益に表示する項目を区別するために構成要素の追加的な定義を設けるかどうかを検討する。

ディスカッション・ペーパーでは、キャッシュ・フロー計算書や持分変動計算書の構成 要素(例えば、現金受取、現金支払、持分への拠出、持分の分配及び持分のクラス間での 移転)を定義する必要性があるかどうかを議論する可能性があることにも留意した。

認識及び認識の中止

認識規準

現行の概念フレームワークには、次の認識規準が含まれている。

構成要素の定義を満たす項目は、次の場合に認識しなければならない。

- a. 当該項目に関連する将来の経済的便益が、企業に流入するか又は企業から流出する 可能性が高く、かつ、
- b. 当該項目が信頼性をもって測定できる原価又は価値を有している場合

認識規準についての次のような改善案を議論した。

- a. 「可能性が高い」という用語を認識規準から削除する。
 - i. IASB は、ディスカッション・ペーパーでは、資産又は負債が存在するのかどうかに関する不確実性(「存在の不確実性」又は「要素の不確実性」と呼ばれることがある)と結果の不確実性との相違を説明すべきであると暫定的に合意した。
 - ii. 資産又は負債の存在に関する不確実性:大半の場合には資産又は負債が存在しているかどうかは明らかであるが、これが不確実な場合も一部にはある。ディスカッション・ペーパーでは、このようなケースについては異なるアプローチを議論することを暫定的に決定した。検討すべき論点には、このようなケースで明示的な蓋然性の閾値を適用すべきかどうか、何を閾値とすべきか(例えば、ほぼ確実、可能性が高い)、資産についての閾値は負債についての閾値と同一とすべきかどうか、などがある。
 - iii. 結果の不確実性:資産又は負債は、経済的便益の流入又は流出を創出する能力が なければならないが、資源又は債務が資産又は負債の要件を満たす前に当該流入 又は流出が達していなければならない最低限の蓋然性の閾値はないと暫定的に決 定した。
 - b. どのような場合に企業は資産を支配しているのかに関する追加的なガイダンスを提供する:ディスカッション・ペーパーにある、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」と IASB の公開草案 (ED)「顧客との契約から生じる収益」に基づく支配の定義を含めることに暫定的に決定した。

また、IASBは、次の事項を暫定的に決定した。

- a. 一般に、資産又は負債の定義を満たす項目を認識することは、次の事項を評価する ための有用な情報を提供する可能性が高い。
 - i. 将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性
 - ii. 経営者が企業の資源をどれだけ効果的かつ効率的に使用しているのか
- b. しかし、企業が一部の資産又は負債を認識すべきでないケースがあり得る。その理由は、当該要素の認識が目的適合性のある情報を提供しない可能性があること、あ

るいは、情報提供のコストが情報提供の便益よりも大きいことのいずれかである。

• 認識の中止の規準

現行の概念フレームワークでは、「認識の中止」を定義しておらず、どのような場合に認 識の中止が発生すべきなのかを記述していない。

認識の中止の規準を認識規準と対称的にすべきかどうかを議論した。資産又は負債が認識規準を満たさなくなった場合には、企業は認識の中止をすべきであると暫定的に決定したが、企業が資産又は負債の一部の要素を維持している場合に、このような権利又は義務の変動をどのように表現するのが最善なのかは基準レベルで決定する。考え得るアプローチには、次のものが含まれる。

- 開示の拡充
- 維持している権利又は義務を、当初の権利又は義務について用いる行と別の行に表示 する(リスク・プロファイルの相違を強調するため)。
- 当初の資産又は負債の認識を継続し、移転に対して受け取るか又は支払う金額を、ローンの受取り又は供与として処理する。

負債と資本の区分

現行の概念フレームワークは、資本(持分)を、企業のすべての負債を控除した後の資産に対する残余持分と定義している。現行の負債の定義は、企業が経済的便益を移転する債務を有しているのかどうかに焦点を当てている。しかし、一部の基準(例えば、IAS 第32号「金融商品:表示」)は、負債と資本性金融商品を区別する際に、定義への複雑な例外を使用しており、理解と適用が困難である。

IASBは、次のような考え得るアプローチを議論した。

- i. 現在の負債の定義を維持し、かつ
- ii. 資本の保有者の異なるクラス間の財産の移転を示すために、持分変動計算書を通じて資本の請求権を再測定する。

IASB は、ディスカッション・ペーパーの中に含めるためにこのアプローチをさらに開発するようにスタッフに指示した。

■ 収益認識 (IASB/FASB 合同審議):

前日2月19日(火)に行われた教育セッションの内容も併せて記載

収益認識に関する教育セッションでは、開示、経過措置、発効日及び早期適用ついて議論した。何も決定事項は無かった。

IASB と FASB は、改訂公開草案「顧客との契約から生じる収益」(2011 年 ED) に関する合同の再審議を行い、両審議会は次のトピックについて議論した。

- a. 開示
 - i. 収益の分解(2011年EDの第114項から第115項)
 - ii. 契約残高の調整表(2011年EDの第117項)
 - iii. 残存する履行義務の分析 (2011年ED の第119項から第121項)
 - iv. 顧客との契約の獲得又は履行のためのコストから認識した資産 (2011 年 ED の第 128 項から第 129 項)
 - v. 不利な履行義務 (2011年EDの第122項から第123項)
 - vi. 履行義務 (2011 年 ED の第 118 項) 及び重大な判断 (2011 年 ED の第 124 項から 第 127 項) に関する定性的な情報
- b. 開示:期中の要求事項
- c. 経過措置、発効日、及び早期適用

開示:収益の分解(2011年EDの第114項から第115項)

両審議会は、2011 年 ED の第 114 項における収益の分解の要求、及び当該要求の目的の両方を、次のとおり維持することを暫定的に決定した。

「企業は、顧客との契約から生じる収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、 時期及び不確実性が経済的要因にどのように影響されるのかを描写する分類区分に分解 しなければならない。」

また、両審議会は、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性が経済的要因にどのように影響されるのかを描写する分類区分を決定する際に、企業が次のものの中でどのように収益を分解することができるのかを考慮すべきである旨を説明する適用ガイダンスを含めることを暫定的に決定した。

- a. 財務諸表外で公表する開示 (例えば、業績発表、年次報告書、又は投資者への説明 資料)
- b. 事業セグメントの財務業績を評価するために経営者が検討する情報、及び
- c. その他の関連性のある分析で、その中で企業又はその利用者が業績や資源配分の評価をしているもの

両審議会は、2011 年 ED の第 115 項に含めていた分類区分の例を適用ガイダンスに移し、 企業が使用する分類区分の最低限の数が定められているのではないことを明確化すること を暫定的に決定した。 両審議会は、企業は、分解した収益の情報が報告セグメント (IFRS 第 8 号「事業セグメント」及び FASB 会計基準コード化体系のトピック 280「セグメント報告」において開示を要求しているもの) とどのように関連しているのかを説明すべきだと暫定的に決定した。

13 名の IASB メンバーと FASB メンバー全員が賛成した。1 名の IASB メンバーが棄権した。

開示:契約残高の調整表 (2011年EDの第117項)

両審議会は、2011 年 ED の第 117 項における契約残高の調整の要求事項を、以下を含む 定性的開示と定量的開示の組合せに置き換えることを暫定的に決定した。

- a. 顧客との契約から生じる契約資産、契約負債及び受取債権の期首残高及び期末残高 (別の場所で表示されていない場合)
- b. 当期に認識した収益の金額のうち契約負債残高に含まれていたもの
- c. 企業の契約と典型的な支払条件がどのように企業の契約残高に影響を与えるのかに ついての説明
- d. 契約資産及び契約負債の残高の著しい変動についての説明。当該説明には定性的及び定量的なデータを含めるべきである。著しい変動の例には、次のものが含まれる可能性がある。
 - i. 企業結合から生じた契約残高の変動
 - ii. 収益(及び対応する契約残高)への累積的キャッチアップによる修正で、進捗度の指標の変更、取引価格の見積りの変更又は契約変更により生じたもの
 - iii. 契約資産の減損
 - iv. 対価に対する権利が無条件になる(つまり、受取債権として分類変更される)か 又は履行義務が充足される(つまり、契約負債から生じた収益の認識)ことにつ いての時間枠の変更のうち、契約残高に重大な影響を与えるもの

また、両審議会は、過去の期間に充足した(ないしは一部充足した)履行義務への配分により当期に認識した収益(これは、取引価格の変動又は収益認識の制限に関する見積りの変更から生じる可能性がある)の開示を要求することを暫定的に決定した。

10名のIASBメンバーとFASBメンバー全員が賛成した。1名のIASBメンバーが棄権した。

開示:残存履行義務の分析(2011年 ED の第 119 項から第 121 項)

両審議会は、2011 年 ED の第 119 項の残存履行義務に関する情報を開示するという要求 を維持し、次のことを明確化することを暫定的に決定した。

a. 更新 (重要な権利を表さないもの) は、残存履行義務の開示には含めない。

- b. 2011 年 ED の第 119 項(a)で開示される取引価格の合計金額は、重大な収益の戻入れの対象とならない金額(すなわち、制限された金額)である。
- c. 企業が、当該開示に当初の期間が 1 年未満の契約の残存履行義務を含めることは妨 げない。

さらに、両審議会は、企業の履行義務に関する重大な支払条件に関する開示(2011年EDの第118項(b))には、残存履行義務の開示(2011年EDの第119項(a))に含めていなかった重大な変動対価の定性的な検討を含めることを明確化することを暫定的に決定した。

12名のIASBメンバーとFASBメンバー全員が賛成した。1名のIASBメンバーが棄権した。

開示: 顧客との契約を獲得又は履行のためのコスト(契約コスト)から認識した資産(2011年 ED の第 128 項から第 129 項)

両審議会は、顧客との契約の獲得又は履行のために発生したコストから認識した資産の 期首及び期末の残高を調整するという 2011 年 ED の第 128 項の要求事項を、次を含む定量 的及び定性的な開示の組合せに置き換えることを暫定的に決定した。

- a. 顧客との契約の獲得又は履行のために発生したコストから認識 (2011 年 ED の第 91 項及び第 94 項に従って) した資産の期末残高を、主要な区分別に (例えば、顧客との契約を獲得するためのコスト、契約前コスト及びセットアップ・コスト)
- b. 当期に認識した償却額
- c. 企業が各報告期間の償却を決定するために使用した方法

11 名の IASB メンバーと FASB メンバー全員が賛成した。1 名の IASB メンバーが棄権した。

不利な履行義務 (2011年のED第122項から第123項)

両審議会は、2011 年 ED の第 122 項及び第 123 項における不利な履行義務について提案 していた開示要求(及び第 127 項における不利な履行義務への言及)を削除することを暫 定的に決定した。

14 名の IASB メンバーと FASB メンバー全員が賛成した。1 名の IASB メンバーが棄権した。

履行義務(2011 年 ED の第 118 項)及び重大な判断(2011 年 ED 第 124 項から第 127 項) に関する定性的情報

両審議会は、2011 年 ED の第 118 項で提案していた履行義務、及び 2011 年 ED の第 124

項から第 127 項で提案していた重大な判断に関する定性的開示を維持することを暫定的に 決定した。両審議会は、次の定性的な開示を追加的に要求することも暫定的に決定した。

- a. 2011 年 ED の第 91 項及び第 94 項に従って資産化した顧客との契約の獲得又は履行のためのコストの金額を決定する際に行った判断
- b. 収益の戻入れの対象とならない取引価格の金額(すなわち、制限された価格)を決定する際に企業が使用する手法及び仮定、及び
- c. 企業の会計方針において使用した以下に関する実務上の便法の記述
 - i. 貨幣の時間価値の影響による取引価格の調整 (第60項)
 - ii. 契約獲得の増分コストの費用認識 (第97項)

10名の IASB メンバーと FASB メンバー全員が賛成した。1名の IASB メンバーが棄権した。

開示:期中の要求事項

IASB は、IAS 第 34 号「期中財務報告」を修正して、企業に 2011 年 ED の第 114 項に従った収益の分解(上述の議論による変更後)の開示を、期中財務諸表で要求することを暫定的に決定した。他の収益の開示の要求事項に関しては、企業は IAS 第 34 号の一般原則を考慮する必要があることに IASB は着目した。

11名のIASBメンバーが賛成した。1名のIASBメンバーが棄権した。

FASB は、FASB 会計基準コード化体系のトピック 270 「期中報告」を修正するという 2011 年 ED の提案を維持し、2011 年 ED で提案していた定量的開示(上記に説明される定量的開示に対する暫定的修正を含む)を期中財務諸表において企業に要求することを暫定的に決定した。当該定量的開示(暫定的修正後)は次のとおりである。

- a. 収益の分解
- b. 顧客との契約から生じた契約資産、契約負債及び受取債権の期首及び期末残高(別の場所で表示されていない場合)
- c. 当期に認識した収益の金額のうち契約負債残高に含まれていたもの
- d. 残存履行義務に関する開示
- e. 過去の期間に充足した(又は一部充足した)履行義務からの履行に関連する当期に おける収益の調整
- 4名の FASB メンバーが賛成した。

経過措置

両審議会は、企業は、第133項/C3項(a)、(b)及び(d)における実務上の便法の選択を含めて、新しい収益基準を遡及適用できることを暫定的に決定した。しかし、両審議会は、企業が代替的な経過措置も選択できることを暫定的に決定した。それは、企業に次のことを要求するものである。

- a. 新しい収益基準を、従来の IFRS 又は米国基準において適用開始日現在で完了していない契約のみに適用する(例えば、発効日に関する次項の決定に基づけば、12月31日を会計年度末とする企業については、適用開始日は2017年1月1日)。
- b. 新しい収益基準の適用開始による累積的影響額は、適用開始年度の利益剰余金期首 残高の修正として認識する(すなわち、比較対象年度は修正再表示しない)。
- c. 適用開始年度において、次の追加的な開示を提供する。
 - i. 企業が新しい収益基準を適用したことにより当期に影響を受けた財務諸表の各表 示項目の金額
 - ii. 新しい収益基準と従来のIFRS 又は米国基準における報告結果の間の著しい変動の 説明

8 名の IASB メンバーと 5 名の FASB メンバーが賛成した。1 名の IASB メンバーが棄権した。

発効日

両審議会は、収益基準を 2017 年 1 月 1 日以後開始する報告期間に適用するよう企業に要求することを暫定的に決定した。

両審議会は、基準の公表見込み日から発効日までの期間が通常より長いことに留意した。 しかし、今回、両審議会は、収益認識プロジェクトの特有の性格(影響を受ける企業の範囲、収益認識の変更が他の財務諸表表示項目に与える潜在的な重大な影響など)を考慮し、 発効日を遅らせることが適切であると決定した。

早期適用

FASB は、早期適用を禁止するという 2011 年 ED における暫定決定を再確認した。IASB は、2011 年 ED における提案を変更し、すでに IFRS を適用している企業については早期適用を禁止することも暫定的に決定した(すなわち、IASB は IFRS の初度適用企業については早期適用を禁止しないであろう)。

9 名の IASB メンバーと FASB メンバー全員が賛成した。1 名の IASB メンバーが棄権した。

次のステップ

両審議会は、2011 年 ED の実質的な再審議を完了した。それにより、スタッフは最終的な収益基準の文案作成を開始する。スタッフは、残りの問題と新たな整理論点を将来のボード会議に持ち込む。さらに、スタッフは、両審議会のそれぞれのデュー・プロセス上必要なステップを完了する。

■ リース (IASB/FASB 合同審議):

前日2月19日(火)に行われた教育セッションの内容も併せて記載

IAS 第 17 号「リース」において現在ファイナンス・リースに分類されているリースに関する経過措置の提案について議論した。何も決定事項はなかった。

IASB と FASB は、既存の要求事項に従えばファイナンス、キャピタル、販売型又は直接金融リースに分類されるリースに関する経過措置の提案について議論した。

経過措置:キャピタル/ファイナンス・リース

既存のファイナンス、キャピタル、販売型、及び直接金融リースについて具体的な経過的救済を設けることを暫定的に決定した。借手と貸手には、移行時に当該リースに関連した資産及び負債の帳簿価額の修正は要求されないことになる。当該資産及び負債の事後測定に関する具体的なガイダンスを改訂リース公開草案の中で示す予定である。両審議会が当該ガイダンスを含める意図は、このようなリースの大半がIAS第17号「リース」及びFASB会計基準コード化体系のトピック840「リース」に従って会計処理されている方法と整合的な会計処理を定めることである。改訂リース公開草案で、IAS第17号とトピック840は廃止される。

IASB メンバー全員と6名のFASBメンバーが賛成した。

経過措置:レバレッジド・リース (FASB 単独)

FASB は、貸手は、既存のレバレッジド・リースに対してリースガイダンス案を遡及適用 すべきであると暫定的に決定した。

6名のFASBメンバーが賛成した。

次のステップ

公開草案が2013年の前半に公表の予定である。

【2月21日 (木)】終日 IASB 単独での審議

■ 概念フレームワーク (IASB 単独での審議)

測定

現行の概念フレームワークは 4 つの測定基礎を示しているが、それらをどのような場合 に使用すべきなのかに関するガイダンスを示していない。

• 測定に関する一般原則

今回の会議で、IASB は、測定についての下記の原則について議論し、暫定決定を行った。 これらの原則は、概念フレームワークの第 1 章と第 3 章に記述している財務報告の目的及 び有用な財務情報の質的特性から導き出したものである。

- a. 原則 1: 測定の目的は、報告企業の経済的資源、企業に対する請求権、及び企業の経営 者及び企業の経営者や統治機関が企業の資源を利用する責任をどれだけ効率的かつ効 果的に果たしたのかに関して、最も関連のある情報を忠実に表現することである。
- b. 原則 2: 測定は一般に財政状態計算書の項目から始まるが、特定の測定によって提供される情報の関連性は、その情報が包括利益計算書、該当がある場合にはキャッシュ・フロー計算書、持分計算書、財務諸表の注記にどのように影響を与えるかによっても左右される。
- c. 原則 3:特定の測定に係るコストは、既存及び潜在的な投資家、貸手、及び他の債権者に対する情報の便益により正当化されるものでなければならない。

適切な測定を選択する際に 3 つの原則すべてを考慮する必要があること、また、実務レベルでは、多くの取引が発生時に損益計算書に反映されていることに留意した。したがって、この 3 つの原則の適用は、取引が報告日をまたぐ資産又は負債を生み出す場合に、有用性が高くなる。3 つの原則を適用する際には、どの原則も他の原則より高い優先順位を有さない。

一部のIASBメンバーは、追加的な原則、すなわち、使用する測定の数は有用な情報を提供するために必要な最小限の数とすべきだという原則を加えることを提案した。

当初及び事後の測定

最も有用な測定方法は、次の事項によって決まると暫定的に決定した。

- a. 資産の価値がどのように実現されるのか。資産の価値は、例えば、次のことによって実現される可能性がある。
 - i. 使用
 - ii. 売却
 - iii. 保有
 - iv. 使用する権利について他者に料金を賦課

- b. 債務がどのように充足又は決済されるのか。債務は、次のことによって充足又は決済される可能性がある。
 - i. 条件に従った債務の決済
 - ii. 明記された金額のない請求権を充足するための、サービスの履行、又はサービス を履行するための他者の雇用
 - iii. 明記された金額や決定可能な金額のない請求権の交渉又は訴訟による決済
 - iv. 別の当事者への債務の移転及び債権者又は他の請求者による解放

当初測定に関する様々な測定基礎及びそれらが適切となる可能性がある状況について議論した。

- a. 原価(回収可能性又は十分性テストの対象となる)
- b. 公正価値
- c. その他の基礎(事後測定に使用される場合)。

IASB は、こうした基礎について 2013 年 3 月に議論する。

報告企業(アジェンダペーパー3H)

IASB は、以前に報告企業に関するディスカッション・ペーパーを公表し、その後に公開草案を公表した。したがって、概念フレームワークの草案の作成を開始するまで、報告企業の提案(2010年 ED に寄せられたコメントを含む)を詳細に議論しないことを暫定的に決定した。ディスカッション・ペーパーには、2010年公開草案の内容とこれに関して寄せられたコメントレターを要約する付録を含めることになる。

次のステップ

2013年3月に、IASBは次の論点を議論する予定である。

- a. 表示(何をその他の包括利益に含めるべきなのかを含む)
- b. 開示
- c. 推定的債務
- d. その他の測定アプローチ

2013年4月に、ディスカッション・ペーパーに関する改訂後文案(2013年2月と3月の会議で受け取ったコメントを反映するもの)について議論する予定である。

また、会計基準アドバイザリー・フォーラム (ASAF) が 2013 年 4 月の第 1 回会合で概念フレームワークについて議論する予定である。

■ IFRS 解釈指針委員会から提起された事項:IAS 第 19 号「従業員給付」(IASB 単独での審議)

IASB は、IAS 第19号「従業員給付」の適用に関してIFRS 解釈指針委員会から提起された2つの事項について議論した。

IAS 第19号「従業員給付」-数理計算上の仮定:割引率

2012年10月に、解釈指針委員会は、退職後給付債務の割引に使用する率の決定に関するガイダンスを求める要望を受けた。特に、要望提出者が解釈指針委員会に質問したのは、国際的に認められている「AA」よりも低い格付けの社債を優良社債(HQCB)と考えることができるかどうかであった。

2013年1月の会議で、解釈指針委員会はスタッフに、IASBと協議して次のことを行うよう要請した。

- a. 割引率の決定の基礎となる原則は、IAS 第 19 号 (2011 年) の第 84 項に示されており、「割引率は貨幣の時間価値を反映するが、数理計算上又は投資上のリスクは反映しない」と記述されていることを確認する。
- b. 第84項のこの文に関して明確化を提供する。
- c. 第84項のこの文は、退職後給付債務の割引率を無リスクレートとすべきであることを 意味するものかどうかを質問する。
- d. HQCB がない場合に割引率の設定のために国債を使用する場合には、使用する国債自体が高品質でなければならないことを明確化するために IAS 第 19 号を修正すべきであることを確認する。

2013年2月のIASB会議で、スタッフはこれらの事項に関して協議した。IASBは、次の 事項に同意するかどうかを問われた。

- a. 割引率の決定の目的は、IAS 第 19 号の第 84 項、すなわち、「割引率は貨幣の時間価値を反映するが、数理計算上又は投資上のリスクは反映しない」である。さらに、割引率は、企業の債権者が負担する企業固有の信用リスクを反映しない、また、将来の実績が数理計算上の仮定とは異なる可能性があるリスクも反映しない。
- b. 解釈指針委員会は、「割引率は貨幣の時間価値を反映するが、数理計算上又は投資上の リスクは反映しない」という文を明確化すべきである。具体的には、この文は退職後 給付債務についての割引率を無リスクレートとすべきであることを意味するものでは ないことを明確化する。
- c. 割引率は、HQCBの信用リスクを反映すべきである。HQCBに関する合理的な解釈は、 最小限又は非常に低い信用リスクの社債とすることが考えられる。

12名の IASB メンバーが同意した。

また、IASB は、解釈指針委員会が、割引率の決定のために国債を使用する場合には、これらの国債が高品質でなければならないことを明示するために IAS 第 19 号の修正を提案することに同意するかどうかも問われた。

11 名の IASB メンバーが同意した。

次のステップ

スタッフは、IASB の見解を将来の解釈指針会議に報告するとともに、IASB の見解と整合するよう IAS 第19号の要求事項を明確化するガイダンスに対する提案を提示する。

IAS 第 19 号「従業員給付」 - 従業員拠出を伴う退職後給付制度における純額の確定給付債務 (DBO) の測定

解釈指針委員会は、2012年5月と9月にそれぞれ、IAS第19号の第93項の明確化を求める要望を受けた。この項は、確定給付制度に関する正式な規約に示されている従業員からの拠出の会計処理に言及している。具体的に要望しているのは、勤務に関しての従業員拠出の会計処理に関するガイダンスである。この基準は、2013年1月1日以後開始する事業年度から発効する。

2013 年 1 月の会議で解釈指針委員会は、IAS 第 19 号の狭い範囲の修正を検討すべきだと IASB に提案することを決定した。提案では、従業員又は第三者からの拠出は、支払が行われるのと同一の期間に提供される従業員の勤務のみに関連している場合(例えば、拠出が全雇用期間にわたる給与の固定割合である場合)には、短期従業員給付費用の減額として扱われ、同一の期間に会計処理される。

2013 年 2 月の IASB 会議で、IASB は、解釈指針委員会の提案について議論した。

IASB は、この論点に関して IAS 第 19 号の狭い範囲の修正を行うが、従業員又は第三者からの拠出は、短期従業員給付費用の減額ではなく、勤務費用の減額とすべきであると暫定的に決定した。

IASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

次のステップ

スタッフは、これらの決定に基づいて公開草案を作成し、公表のための投票手続を開始 する。

【2月22日(金)】IASB 単独での審議

■ IAS 第 41 号「農業」: 果実生成型生物資産 (IASB 単独での審議)

今回の会議で、IASB は、果実生成型生物資産(BBAs)に関する限定的範囲のプロジェクトにおける残りの論点について議論した。

果実等を除いた BBAs(すなわち、BBAs 上で成長する作物を含まない)についての要求事項

IAS 第 16 号「有形固定資産」の認識の要求事項(測定単位、初期コスト及び取得後のコストを扱っている)を修正なしに BBAs に適用できると暫定的に決定した。IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。数名の IASB メンバーは、BBAs についての追加的な明確化が有用となり得る領域を強調した。スタッフは、文案作成の際にこれらの領域を検討する。

IASB は、IAS 第 16 号の開示要求を修正なしに BBAs に適用できると暫定的に決定した。 また、IASB は、公開草案で、下記の開示が投資者にとって有用かどうかについてのフィードバックを求める質問をすることを暫定的に決定した。

- a. BBAs の公正価値に関する開示(使用した仮定とインプットを含む)
- b. BBAs の公正価値を算定するのに必要となる重要なインプットに関する開示(しかし、BBAs の公正価値を開示する必要はない)
- c. 生産性に関するその他の開示 (例えば、年齢プロファイル、BBAs の物理的数量の見積り、及び農産物のアウトプットなど)

IASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

IASB は次の暫定決定を行った。

- a. 再評価モデルを BBAs について認める。IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。
- b. BBAs を IAS 第 16 号の範囲に含め、IAS 第 41 号「農業」への要求事項の追加はしない。10 名の IASB メンバーがこの決定に賛成した。

BBAs 上で成長する作物に対する要求事項

IASB は次の暫定決定を行った。

- a. IAS 第 41 号第 30 項における信頼性による例外を、BBAs 上で成長する作物について 修正することはしない。12 名の IASB メンバーがこの決定に賛成した。
- b. 作物は IAS 第41号の範囲に残す。IASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

経過措置

IASBは、次の暫定決定を行った。

a. IAS 第 16 号の修正では、財務諸表に表示する最も古い比較対象期間の期首現在の BBAs の項目についてのみなし原価として、公正価値の使用を認めるべきである。これは原価の情報を再構築する必要性を避けるためである。IASB メンバー全員がこの 決定に賛成した。

- b. IAS 第 16 号と IAS 第 41 号の修正は、早期適用を可能とすべきである。IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。
- c. IFRS 第1号「国際財務報告基準の初度適用」で有形固定資産について設けているみなし原価の免除を、BBAs の項目にも利用できるようにすべきである。IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

次のステップ

IASB は、果実生成型生物資産に関する限定的範囲のプロジェクトの主要な論点についての議論を完了した。次のステップは、IASB スタッフが IASB とデュー・プロセス監督委員会に、実施したデュー・プロセスのステップの要約を提示することとなる。これは、IAS 第16号と IAS 第41号の修正案の公開草案の作成前に行われる。

■ 料金規制事業 (IASB 単独での審議)

暫定基準

2013年2月22日(金曜日)に、IASBは、料金規制事業に関する暫定基準についての提案に関する議論を継続した。暫定基準は、IFRSを採用する企業が、料金規制事業について主要なプロジェクトが完了するまで各国内のGAAPの要求事項を引き続き使用することを認めるものとなる。

• 他の基準との相互関係

IASB は、他の基準と暫定基準の提案の結果として認識される可能性がある規制繰延勘定 残高との相互関係について議論した。IASB メンバー全員が賛成した。

IAS 第33 号「1 株当たり利益」(EPS)

IASB は、企業は、規制残高の変動を含めた EPS 比率と規制残高の変動を除外した EPS 比率とを同等の重要度で表示すべきであると暫定的に決定した。IASB メンバー全員が賛成した。

IFRS 第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」

IASB は、規制繰延勘定残高は、IFRS 第 5 号の測定の要求事項の範囲外とすべきだと暫定的に決定した。また、IASB は、企業は、非継続事業ないしは処分グループの一部を形成する規制残高を、適切な規制表示科目の中で表示すべきであると暫定的に決定した。しかし、企業は、非継続/処分金額の強調を、規制残高の近くに表示することにより行うべきか、それとも関連性のある注記開示において規制表示科目の内訳の一部として識別することによって行うべきなのかを決定するために、判断を適用すべきである。IASB メンバー全員が賛成した。

IAS 第36 号「資産の減損」

IASB は以前に、規制繰延勘定残高は IAS 第 36 号の範囲外とすべきであり、それよりも、企業はこのような残高に対して既存の各国 GAAP の減損の方針を引き続き適用すべきだと決定した。今回の会議で、IASB はこの決定を確認したが、IAS 第 36 号の現行の要求事項は、規制残高を含んだ資金生成単位(CGU)に、当該要求事項を修正することなく、適用すべきであることを明確化した。この適用は、IAS 第 36 号の範囲から除外されている他の特定の項目を CGU に含める場合に適用するのと同じ方法で行う。IASB メンバー全員が賛成した。

IAS 第12 号「法人所得税」

IASB は、繰延税金は規制繰延勘定残高に関して IAS 第 12 号に従って計算すべきであるが、認識する金額は、税金の表示科目の中ではなく、規制表示科目の中に含めて明確な開示をすべきであると暫定的に決定した。12 名の IASB メンバーが賛成した。

その他の基準

IASB は、暫定基準案に簡単な適用指針を含めることを暫定的に決定した。これは、既存の基準と規制繰延勘定残高との相互関係がある場合(例えば、規制残高が当初に外貨で算定されるが、その後に IFRS 財務諸表において換算しなければならない場合)に、IFRS の既存の要求事項を当該規制残高に適用すべきであることを明確にするためである。ただし、暫定基準の中で別段の定めをする場合は除く(例えば、今回の会議で議論した当基準に関する特定の例外や表示の要求)。IASB メンバー全員が賛成した。

次のステップ

スタッフは、暫定基準に係る公開草案をこれらの決定に基づいて作成し、公表のための 投票手続を開始する。

包括的プロジェクト

IASB は、料金規制に関するより多くの事実関係の証拠を収集するために「情報要請」を公表することを決定した。情報要請には60日のコメント期間を設ける。IASBメンバー全員が賛成した。

• 次のステップ

スタッフは、情報要請を公表のために作成する。

以上

付録 スケジュール

2月18日(月): IASB 単独での審議又は教育セッション

時間	アジェンダ項目
11:00-12:45	概念フレームワーク
12:45-13:45	休憩
13:45-15:15	公正価値測定の会計単位
15:15-15:30	IFRIC アップデート
15:30-16:15	年次改善 2010-2012 年
16:15-16:30	休憩
16:30-16:45	金融商品:ヘッジ会計
16:45-17:15	リース
17:15-18:15	保険契約(教育セッション)

2月19日 (火): IASB 単独での審議又は教育セッション

09:00-12:00	概念フレームワーク
12:00-13:00	昼食
13:00-14:30	保険契約
14:30-14:45	休憩
14:45-17:45	収益認識 (教育セッション)
17:45-18:00	休憩
18:00-18:30	リース(教育セッション)

2月20日 (水): 午前は IASB 単独での審議、午後は IASB/FASB 合同での審議

08:45-11:45	概念フレームワーク
11:45-12:30	昼食
12:30-14:30	収益認識(IASB/FASB 合同)
14:30-14:45	休憩
14:45-16:45	収益認識(IASB/FASB 合同)
16:45-17:45	リース (IASB/FASB 合同)

2月21日 (木):終日、IASB 単独での審議

09:00-12:30	概念フレームワーク
12:30-13:30	昼食
13:30-14:30	IFRS 解釈指針委員会から提起された事項:IAS 第 19 号「従業員給付」
14:30-15:30	概念フレームワーク
15:30-15:45	休憩
15:45-18:00	概念フレームワーク

2月22日(金):午前のみで、IASB 単独での審議

09:00-10:30	IAS 第 41 号「農業」: 果実生成型生物資産
10:30-11:00	零細企業向けの IFRS for SMEs の適用ガイド
11:00-11:30	IFRS 解釈指針委員会から提起された事項:IFRS 第7号「開示-金融資
	産の譲渡」
11:30-12:30	料金規制事業